

入札説明書

令和8年6月9日
新潟県水産海洋研究所

本入札説明書は、令和8年6月26日執行予定の新潟県水産海洋研究所海水取水管取水先端付け替え工事に係る制限付き一般競争入札について記載したものである。

1 入札に付する事項

- (1) 工事の名称 新潟県水産海洋研究所海水取水管取水先端付け替え工事
- (2) 仕様等 別紙仕様書のとおり
- (3) 工事期間 契約の日から令和8年11月27日まで
- (4) 工事場所 新潟市西区五十嵐3の町13098番地8
新潟県水産海洋研究所地先海域

2 入札に参加する者に要求される事項

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、令和8年6月23日（火）午前10時までに「入札参加申請書」（別紙様式1）と下記提出書類を後記12の場所に持参又は郵送で提出しなければならない。なお、上記期日までに提出されなかった場合は、入札に参加できない。

【提出書類】

- ① 入札参加申請書（別紙様式1）
 - ② 契約保証金の全部又は一部の納付の免除を受けようとする場合は、これらの規定に該当することを明らかにする資料
- (2) 入札者は、上記（1）の提出書類について、入札日の前日までの間において説明を求められた場合は、これに応ずるものとする。
 - (3) 提出書類に基づき審査を行い入札参加の可否を決定する。
審査結果については、令和8年6月25日（木）午後1時以降に後記12に問い合わせること。

3 入札に関する事項

- (1) 入札の日時及び場所
令和8年6月26日（金）午前10時 新潟県水産海洋研究所 2階 研修室
- (2) 入札及び開札の方法
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった工事価格の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 入札書の名義人は、本人又は代理人に限る。

(3) 代理人の入札

代理人に入札に関する行為をさせようとする場合は、入札執行職員の指示に従い別紙委任状を提出の上、入札書には代理人の氏名を記載し、委任状の使用印と同じ印を押印すること。

(4) 入札の方法

入札は、入札執行の日時及び場所において、入札書を封書にして提出すること。

(5) 入札会場の入場

ア 入札会場には、入札者及びその代理人並びに入札執行職員及び立ち合い職員以外の者は入場することができない。

イ 入札者又はその代理人は、入札時刻後は、入札会場に入場できない。

(6) 前記(1)の入札の日時及び場所に参集できない場合は、入札書を書留郵便で提出することができる。その場合は、封書の表に「新潟県水産海洋研究所海水取水管取水先端付け替え工事入札書在中」と朱書きの上、新潟県水産海洋研究所長宛てに、入札日時までに到着するよう提出すること。

4 入札保証金

免除する。

5 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札公告に定めた資格のない者のした入札又は代理権の確認を受けない代理人のした入札
- (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別し難い入札
- (3) 同一の入札者が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (4) 脅迫その他不正の行為によってした入札
- (5) 再入札を行うこととなった場合において、初回入札最低価格以上の価格を記載した入札
- (6) 入札書を郵送する場合において、書留郵便以外によってした入札又は新潟県水産海洋研究所に開札日時までに到着しなかった入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

6 最低制限価格

本件は、最低制限価格付きであり、最低制限価格未満の入札者は、再入札に参加できない。

7 落札者の決定方法

- (1) 入札に参加した者のうち、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号、以下「規則」という。）第54条の規定に基づいて作成された予定価格（以下「予定価格」という。）以下で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

8 再入札に関する事項

- (1) 初度の入札において落札者がいない場合は、その場で直ちに再入札を行うものとする。なお、再入札は1回を限度とする。
- (2) 初度の入札において無効入札を行った者は、再入札に参加することができない。
- (3) 再入札においても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低価格をもって申し込みをした者と随意契約の交渉を行うことがある。

9 契約に関する事項

- (1) 契約保証金は、落札価格の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、契約保証金の納付は、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号、以下「財務規則」という）第42条の2に規定する担保の提供をもって代えることができる。

なお、財務規則第44条第1号、第2号又は第3号に該当する場合は、免除とする。

- (2) 契約の条項は別紙「工事請負契約書（案）」のとおりとし、契約の相手方による作成は不要とする。

10 暴力団等の排除

- (1) 誓約書の提出

契約の締結に際しては、別紙様式2「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。

ただし、新潟県建設工事等入札参加資格者で、資格審査申請時等に誓約書（建設工事等入札参加資格審査申請書第1号様式別紙8）を提出している者は提出不要とする。

- (2) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。詳細は県のホームページ（下記アドレス）による。

<http://www.pref.niigata.lg.jp/kenminseikatsu/1353967278060.html>

11 その他

- (1) 本件入札及び工事請負契約の内容に関しては、財務規則その他新潟県知事の定める規則、日本国の関係法令の定めるところによる。
- (2) 現地確認を希望する者は、下記12に申し出ること。
- (3) 入札者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札者又は当該契約の相手方が負担するものとする。

12 問い合わせ先

950-2171 新潟市西区五十嵐3の町13098-8

新潟県水産海洋研究所 増殖環境課

電話 025-263-7333